

第 1 9 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を公開とした決定は妥当でないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成25年12月11日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成25年度体育館指定管理公募（平成26年度からの管理）に係る中村スポーツセンター（以下「本件施設」という。）の三幸・スポーツマックス共同事業体（以下「本件共同事業体」という。）の提案書

- 2 平成25年12月16日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件施設に係る事業計画書（平成25年度公募時のもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である本件共同事業体に関する情報が記載されていたことから、本件共同事業体の代表企業である審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- 3 平成26年 1月 6日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 実施機関は、同月24日、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
 - (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当
公開請求のあった行政文書には、個人の顔写真、氏名及び職員の給与が掲載されており、この情報は、個人に関する情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報に当たり、非公開とします。

- (2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

公開請求のあった行政文書には、経理・労務その他の事業活動を行う上

での内部管理に関する情報及び社会的評価に関する情報等が含まれており、公にすることにより、法人に明らかに不利益を与えると認められるものについては、非公開とします。

- 5 実施機関は、同日、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年 2月17日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

公にすることにより事業運営に支障をきたすと思われる審査請求人の内部管理に関する情報を記載した部分及び個人の顔写真等個人に関する情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報を除き、本件行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

- 6 同月13日、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分のうち上記 3で提出した意見書において公開に反対した箇所を公開した部分を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、本件処分のうち本件審査請求に係る部分について執行停止の申立てを行った。

- 7 同月14日、実施機関は、本件処分のうち本件審査請求に係る部分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、次に掲げる本件審査請求に係る部分（以下「本件情報」という。）を取り消す、との裁決を求めるものである。

本件情報が記載された 文書の名称	本件情報
指定管理者事業計画書概要（様式 5）	事業計画書全体を通して最も創意工夫した点、アピールポイント等のうち、基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報①」という。）
施設の管理運営の基本方針（様式①）	本市の施策に基づいた施設管理運営の基本方針のうち基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報②」という。）
安定的な経営体力（様式③）	指定管理期間に安定した管理が行える経営規模、実績、実務能力のうち、経営基盤に係る

	文章以外の全て（以下「本件情報③」という。）
類似施設の運営実績（様式④）	類似施設の管理運営実績（以下「本件情報④」という。）
業務履行体制（団体の体制）（様式⑤）	安全かつ効率的な業務履行ができる体制のうち、研修及び本部のバックアップ体制に係る基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑤」という。）
職員配置計画（施設における計画）（様式⑥）	従業員の人材育成方針及び実施策のうち、基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑥」という。）
関係法令の遵守体制（様式⑦）	関係法令の遵守体制、取組みや考え方のうち、個人情報保護、情報公開及び法令遵守に係る基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑦」という。）
公共性・公平性に基づいた利用の確保（様式⑧）	公の施設として誰もが平等・公平に利用できる基本方針のうち、基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑧」という。）
利用者本位のサービス提供（様式⑨）	利便性向上のための新しい取組み（以下「本件情報⑨」という。）
スポーツ教室・講座事業等の計画（様式⑩）	市の施策として実施するスポーツ教室事業、その他の企画等（以下「本件情報⑩」という。）
自主事業の計画（様式⑪）	自主事業の実施計画及び利用者数と施設稼働の拡大計画のうち、基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑪」という。）
メンテナンス（様式⑫）	施設の点検及び修繕計画とその予算のうち、基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑫」という。）
環境保持・環境配慮（様式⑬）	清掃、外構植栽等の管理計画のうち、基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑬」という。）
緊急時への備え（様式⑭）	災害・事故発生時に備えた取組み、緊急時の体制のうち、予防管理体制、研修内容及び

	その他事件事故防止策に係る基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑭」という。）
地域支援・地域連携（様式⑮）	地域におけるスポーツ振興事業等の取組みのうち、基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑮」という。）
自己評価（様式⑯）	事業の評価及び事業改善策のうち、基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑯」という。）
効率的な管理運営（様式⑰）	コスト管理計画における中長期計画、実施・改善計画のうち、基本的な考え方以外の全て（以下「本件情報⑰」という。）
事業予算の計画（様式⑱）	事業収支計画（以下「本件情報⑱」という。）
	収支計画書のうち、光熱費予算額、指定管理料（以下「本件情報⑲」という。）
	積算根拠のうち、ポスト数、積算根拠の詳細欄（以下「本件情報⑳」という。）

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 他社の提案ノウハウを入手することを目的として公開請求したものと捉えられ、条例第 1 条の趣旨に沿わない目的によりなされたものである。

(2) 指定管理者公募に係る申請書類は、事業計画書の文章や構成、レイアウトまでを含め、当社がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関連するノウハウであり、これを公にすることにより、審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 非選定事業者の事業計画書等の情報公開について

指定管理者の選定段階における提出書類については、市は、必要と認める場合に全部又は一部を公表する旨を、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成24年 4月改定）」に基づき、「体育館指定管理者募集要項（平

成25年 4月25日公表）」（以下「本件募集要項」という。）に明記したほか、同年 5月 8日開催の応募者説明会においても、当該書類を提出した事業者が指定管理者として選定されたかどうかにかかわらず情報公開請求の対象となる旨を口頭説明し、周知している。

2 情報公開請求権について

条例上、情報公開請求者は行政文書の公開を請求するにあたり、当該請求の目的を述べることは求められてはいない。

3 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 具体的な取り組みや提案内容が記載されているものではなく、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(2) 本市が平成25年 3月に策定した「名古屋市スポーツ推進計画」に沿った記述がされているものであり、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(3) 審査請求人又は一般社団法人日本情報経済社会推進協会のホームページ上に掲載されている内容若しくはそれらと同等の内容、及び会社法（平成17年法律第86号）上公告しなければならないことが定められている情報であり、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(4) 施設名と指定期間、指定管理者名については、地方自治法（昭和22年法律第67号）上、指定管理者の指定は議会の議決を経なければならないとされているため、公にされている。また、指定管理施設の年間利用者数、所在地については、各施設の所有者である地方公共団体の保有する情報である。

(5) 審査請求のあった箇所は、既に本市のスポーツ施設において取り組まれているサービス内容であり、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(6) 現状分析については、本市から施設の稼働率や利用者数の情報を提供し、

これに基づき作成されたものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、本件施設における平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、審査請求人を代表企業とする本件共同事業体から提出されたものである。

なお、本件共同事業体は本件施設の指定管理者には選定されなかった。

4 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

本件行政文書のうち本件情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、本件共同事業体が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出した本件行政文書に記載されており、本件共同事業体における本件施設の管理運営についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、当該法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、本件共同事業体に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の2第1項が、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定し、また、指定管理者の情報公開の推進に関する要綱においては、情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならないとしているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公開することによる公益について

ア 本件において公開請求の対象となっているのは、指定管理者に選定されなかった企業の提出書類であり、実際の指定管理施設の管理運営に係る情報が記載されているわけではない。

イ したがって、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいとは認められない。

(5) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 本件行政文書は、本件共同事業体が本件施設の指定管理者に選定されるために提出された事業計画書であり、通常、専門的知識を活用した応募者の創意工夫が盛り込まれていることから、当該提出資料が公になり社会に流通していくことにより、実践されることのないまま他者に模倣されるおそれがある。また、本件情報は非選定者に関する情報であり、公にすることにより当該非選定者の社会的評価の低下を惹き起こす可能性が否めない。

非選定者としては他者に模倣されることなく、また、社会的評価を低下させることなく、今後自らが他施設の指定管理者の申請等において活用することへの期待が大きいといえる。

イ また、本件募集要項において、選定された事業者の提出書類については名古屋市個人情報保護条例第 2 条第 1 号に定める個人情報を除き、原則として公開する旨が明記されているものの、選定されなかった事業者の提出書類については記載がない。本件行政文書が本件募集要項を前提に作成及び提出されていることからすると、選定されない場合には非公開とされる前提で作成された文書であったと認められるため、本件情報が非公開とされることへの期待は大きいといえる。

ウ したがって、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益は大きいと認められる。

(6) したがって、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益が本件情報を公開することによる公益より大きいと認められるため、原則として、本件情報は、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるといえ、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

(7) しかしながら、本件情報のうち、既に公知となっている情報については、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益が認められず、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとはいえないため、これについて判断する。

ア 本件情報②について

(ア) 本件情報②は、名古屋市の施策に基づいた当該施設管理運営の基本方針について記載されたものである。

(イ) このうち、名古屋市が平成25年 3月に策定した「名古屋市スポーツ推進計画」に沿った記述がされている部分は、公表されている当該計画を個別に適用しているにすぎず、既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報②のうち、「名古屋市スポーツ推進計画」に沿った記述がされている部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

イ 本件情報③について

(ア) 本件情報③は、指定管理期間中に安定した管理を行いうる経営規模、

実績及び実務能力について記載されたものである。

このうち、直近 4事業年度の財産及び損益状況として、総資産額を記載した部分がある。

- (イ) 会社法第 440条第 1項の規定により、株式会社は、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされている。

本件共同事業体を構成する法人はいずれも大会社には該当しないものの、会社法上の株式会社であるため、貸借対照表に含まれる金額である総資産額は、公告により既に公知となっている。

- (ウ) また、協力・応援体制を記載した部分は、申請法人のホームページに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、既に公知となっている。

- (エ) したがって、本件情報③のうち、総資産額及び協力・応援体制を記載した部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

ウ 本件情報④及び本件情報⑤について

- (ア) 本件情報④は、類似施設の管理運営実績について記載されたものであり、本件共同事業体の施設管理経験、管理施設の年間利用者数、所在地、期間及び成果・実績が記載されている。また、本件情報⑤は安全かつ効率的な業務履行ができる体制について記載されたものである。

- (イ) 地方自治法上、指定管理者の指定は議会の議決を経なければならないとされているため、指定管理施設の名称、概要、指定期間及び指定管理者の名称については、既に公知となっている。また、指定管理施設の年間利用者数、所在地についても、各施設の所有者である地方公共団体により既に公知となっている。

- (ウ) したがって、本件情報④及び本件情報⑤のうち指定管理実績を記載した部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7条第 1項第 2号に該当しな

いと認められる。

エ 本件情報⑦について

(ア) 本件情報⑦は関連法令の遵守体制について記載されたものである。

(イ) このうち、個人情報保護方針及び個人情報の取扱いについて記載された部分は、申請法人のホームページに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、既に公知となっている。

また、プライバシーマークの取得について記載された部分は、プライバシーマーク付与事業者の登録番号、事業者名、所在地及び業種等が一般社団法人日本情報経済社会推進協会のホームページ上で公開されているため、既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報⑦のうち、個人情報保護方針、個人情報の取扱い及びプライバシーマークの取得について記載された部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えろとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

オ 本件情報⑨、本件情報⑮及び本件情報⑯について

(ア) 本件情報⑨は利用者の利便性向上のための新たな取組みを実践・実行できる体制について、本件情報⑮は地域におけるスポーツ振興事業等の取組みについて、また本件情報⑯は事業の評価の実行及び事業改善策について記載されたものである。

(イ) このうち、既に本市のスポーツ施設において取り組まれているサービス内容を記載した部分は、当該サービスの実施により、既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報⑨、本件情報⑮及び本件情報⑯のうち、既に本市のスポーツ施設において取り組まれているサービス内容を記載した部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えろとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

カ 本件情報⑰について

(7) 本件情報⑪は自主事業の実施計画及び自主事業を実施することによる利用者数と施設稼働の拡大計画について記載されたものである。

(イ) このうち、本件施設の現状分析を記載した部分については、実施機関から指定管理応募者に対して提供された、本件施設の稼働率や利用者数等の情報に基づき作成されたものであり、既に公知となっている。

(ウ) また、既に本市のスポーツ施設において取り組まれているサービス内容を記載した部分は、上記オ(イ) で述べたとおり、既に公知となっている。

(エ) したがって、本件情報⑪のうち、本件施設の現状分析を記載した部分及び既に本市のスポーツ施設において取り組まれているサービス内容を記載した部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

5 本件公開請求の目的について

なお、審査請求人は、本件公開請求の目的は情報公開制度の趣旨に沿わない旨を主張するが、条例及び条例施行細則（平成12年 6月 1日名古屋市規則第 124号）においては、公開請求の目的は必要的記載事項とはされておらず、何人も請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求ができるものとされていることから、審査請求人の主張は認められない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 2月14日	諮問書の受理
2月19日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月25日	実施機関の弁明意見書を受理
5月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

6月16日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成27年 5月22日 (第174回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月21日 (第179回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
平成29年 8月18日 (第201回審査会)	調査審議
12月 8日 (第 3回 第 1小委員会)	調査審議
平成30年 1月 4日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久

別表

文書の名称	非公開とすべき情報
指定管理者事業計画書概要（様式 5）	全て
施設の管理運営の基本方針（様式①）	「名古屋市スポーツ推進計画」に沿った記述がされている部分を除く全て
安定的な経営体力（様式③）	経営基盤のうち売上高、経常利益及び当期純利益
業務履行体制（団体の体制）（様式⑤）	指定管理実績を除く全て
職員配置計画（施設における計画）（様式⑥）	全て
関係法令の遵守体制（様式⑦）	「個人情報保護方針」、「プライバシーマークの取得」及び「個人情報の取扱い」を除く全て
公共性・公平性に基づいた利用の確保（様式⑧）	全て
利用者本位のサービス提供（様式⑨）	既に本市のスポーツ施設において取り組まれているサービス内容を除く全て
スポーツ教室・講座事業等の計画（様式⑩）	全て
自主事業の計画（様式⑪）	現状分析欄及び既に本市のスポーツ施設において取り組まれているサービス内容を除く全て
メンテナンス（様式⑫）	全て
環境保持・環境配慮（様式⑬）	全て
緊急時への備え（様式⑭）	全て
地域支援・地域連携（様式⑮）	既に本市のスポーツ施設において取り組まれているサービス内容を除く全て
自己評価（様式⑯）	既に本市のスポーツ施設において取り組まれているサービス内容を除く全て
効率的な管理運営（様式⑰）	全て
事業予算の計画（様式⑱）	全て